

平成27年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を平成27年8月5日(水)、協会会議室で開催した。

1. 議題

- (1) 委員長・副委員長の選任について
 - ・前年度に引き続き委員長を大森貴史氏に、副委員長を岡本智弘氏にお願いした。
- (2) 「えひめの産廃」第10号(8月号)企画編集について
 - ・修正箇所等あれば1週間以内に連絡
- (3) ホームページの運用状況について
 - ①ヒット数(資料参照)
 - ②ホームページのリニューアルについて
 - ・比較見積もりの結果アド・グロウに決定。
 - ・トップページのデザインを2~4案提案してもらう。
 - ・11月より前にトップページ案ができ次第委員会を開催。
 - ・案が決定したら理事会へ報告。

(4) その他

①次回委員会の開催日について

日程 平成27年11月11日(水) 13:30~
表紙写真

- ・表表紙(滑床溪谷)、撮影を大森委員長に依頼した。
- ・裏表紙(43番明石寺)、撮影を岩田委員に依頼した。

編集後記 富久委員

- ・新年号は全員なので、第13号以降大森委員長より順番に編集後記を書く。

②来年度の表表紙について

- ・えひめ国体の競技会場8か所選定。
- ・過去の国体の競技写真8枚
- ・愛媛県庁で写真があるか確認する。

上記の内容について協議し、「えひめの産廃」第10号(8月号)を8月末に発行した。

平成27年度第2回総務・第1回事業合同委員会の開催

第2回総務・第1回事業合同委員会を平成27年8月11日(火)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 報告事項

平成27年度委員会・部会メンバーの報告

2. 決議事項

総務委員会・事業委員会の委員長及び副委員長の選任について

総務委員長 西山 周氏

副委員長 村上正一氏

事業委員長 貴田敏幸氏

副委員長 西田圭三氏

3. 議題

- (1) 行政懇談会・顧問懇談会の日程調整について

事務局案のとおり、合同で顧問・行政懇談会を開催する。10月中旬の予定。

- (2) 協会役員（理事・監事）の進退について

現役員は、何らかの問題が発生した場合、協会の風評等を考慮して役の辞任等、自発的に行うものとする。自発的に辞任しない場合は、理事会等の議決として会長が辞任要請する。倫理規定を来年度の総会に議案として提案する。総務委員会に倫理の機能を追加する。

- (3) 全国廃棄物厚生年金基金からの脱退について

事務局案のとおり脱退することが承認された。

- (4) 全産連の廃棄物処理法見直し意見聴取に対する回答について

事務局の報告を了承された。

- (5) 会費の徴収状況について

1年以上会費滞納している会員はいない旨報告された。

- (6) 平成27年度講習会及び研修会計画について

事務局案のとおり承認された。

- (7) 施設研修について

北九州エコタウンを視察することとして進めることとなった。

- (8) 愛媛県からの補助金について（報告）

①協会向け補助の予算残があるので計画があれば要望すること。

②県直接補助については、要望がないので会員へ周知する。

③次年度に向けて、補助に対する改善要望等調査するので意見を出すよう事務局から要請があった。

平成27年度 第3回理事・監事合同会議の開催

第3回理事・監事合同会議を平成27年8月11日(火)、協会会議室で開催した。

議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 報告事項

平成27年度委員会・部会メンバーの報告
総務委員会・事業委員会の委員長及び副委員長の選任について

総務委員長 西山 周氏
副委員長 村上正一氏
事業委員長 貴田敏幸氏
副委員長 西田圭三氏

2. 議 題

(1) 総務・事業委員会報告

- 行政懇談会・顧問懇談会の日程調整について

事務局案のとおり、合同で顧問・行政懇談会を開催する。10月中旬の予定。

- 協会役員（理事・監事）の進退について

現役員は、何らかの問題が発生した場合、協会の風評等を考慮して役の辞任等、自発的に行うものとする。自発的に辞任しない場合は、理事会等の議決として会長が辞任要請する。倫理規定を来年度の総会に議案として提案する。総務委員会に倫理の機能を追加する。

- 全国廃棄物厚生年金基金からの脱退について

事務局案のとおり脱退することが承認された。

- 全産連の廃棄物処理法見直し意見聴取に対する回答について

事務局の報告を了承された。

- 会費の徴収状況について

1年以上会費滞納している会員はい

ない旨報告された。

- 平成27年度講習会及び研修会計画について

事務局案のとおり承認された。

- 施設研修について

北九州エコタウンを視察することとして進めることとなった。

- 愛媛県からの補助金について（報告）

①協会向け補助の予算残があるので計画があれば要望すること。

②県直接補助については、要望がないので会員へ周知する。

③次年度に向けて、補助に対する改善要望等調査するので意見を出すよう事務局から要請があった。

(2) 企画広報委員会報告

- 大森委員長選任報告

協会ホームページリニューアルについて、賛助会員のアド・グロウに依頼することとなったこと等を報告

(3) 適正処理事業等支援金交付案件（宇和島地区・八幡浜地区）

申請のとおり承認された。

(4) 新規加入、退会会員の承認について

賛助会員の2社の加入が承認された。

(5) その他

- 愛媛県災害廃棄物処理計画実務専門者会議について

愛媛県が本年度災害廃棄物処理計画を作成すること、その検討組織である専門者会議に本田会長が参加することが報告された。

- 愛媛県の補助金について

愛媛県直接補助の希望がないため、会員へ周知する。

会員へ補助事業の改善要望等調査する。

- 全産連理事会資料（議事録の概要説明）
- その他（熱中症対策グッズ、ごみは宝の山、産廃手帳）
熱中症対策グッズは取り扱わないこと、冊子購入「ごみは宝の山」、「産廃

手帳」

- 公益目的支出計画変更認可申請について
事務局案のとおり、変更申請を行うことが承認された。

平成27年度 第3回総務委員会の開催

第3回総務委員会を平成27年10月8日(木)、協会会議室で開催した。

議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 顧問・行政懇談会について
事務局作成資料で実施することとなった。
- (2) 今後の三役体制について
今年度は2名体制であるが次年度に向けて3名体制とするため、会長から検討するよう指示があり、八幡浜・宇和島地区の会長と本田会長で副会長候補を選考することとなった。

2. 報告事項

- (1) 会費の納入状況について
1年以上の未納はない旨報告した。
- (2) 事務局次長の採用について
- (3) 全国産業廃棄物厚生年金基金脱退について
9月9日付けにて上記基金脱退の手続きを完了した旨報告した。

平成27年度 第4回理事・監事合同会議の開催

第4回理事・監事合同会議を平成27年10月8日(木)、協会会議室で開催した。

議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

- (1) 総務委員会報告について
 - 顧問・行政懇談会について
事務局作成資料で実施することとなった。
 - 今後の三役体制について
今年度は2名体制であるが次年度に向けて3名体制とするため、会長から

検討するよう指示があり、八幡浜・宇和島地区の会長と本田会長で副会長候補を選考することとなった。

2. 報告事項

- (1) 会費の納入状況について
1年以上の未納はない旨報告した。
- (2) 事務局次長の採用について
- (3) 全国産業廃棄物厚生年金基金脱退について
9月9日付けにて上記基金脱退の手続

きを完了した旨報告した。

(4) 平成27年度県外施設視察研修について

11月25日北九州エコタウン3社（株エコウッド、株ジェイ・リライツ、麻生鉦山株）

11月26日株Green prop

視察先は都合により変更されることがある。また現在参加予定は10名であり、参加者が20名未満の場合は中止もありである。多くの各会員の参加をお願いした。

(5) 平成27年度優良産業廃棄物処理業者育成研修のご案内

11月5日9：30～16：30安全衛生管理研修

(6) 全産連理事会、委員会等資料
第1回マニフェスト推進委員会議事録の概要を説明した。

(7) その他

遍路道清掃について

11月14日、仙遊寺から栄福寺にかけての遍路道清掃を行うので各会員への連絡依頼をした。

平成27年度 第3回企画広報委員会の開催

第3回企画広報委員会を平成27年10月19日(月)、協会会議室で開催した。

1. 議題

(1) ホームページのリニューアルについて

①トップページのデザイン(案)について

②協会ホームページサイトマップについて

- 内容の確認、追加修正等をして次回委員会で確認する。

③今後のスケジュールについて

- 11月の委員会で修正箇所の確認。できるところから作成開始。
- 12月の理事会でトップイメージ及びサイトマップを承認してもらう。
- 1月企画広報委員会
- 次回の理事会までに委員会を開催し確認。

- 3月または4月の理事会時に完成したものを見てもらう。

- 5月の総会時に完成発表

(2) その他

①次回委員会の開催日について

日程 平成27年11月11日(水) 13:30～
表紙写真

- 表表紙(滑床溪谷)、撮影を大森委員長に依頼した。

- 裏表紙(43番明石寺)、撮影を岩田委員に依頼した。

編集後記 富久委員

平成27年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県及び松山市の委託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○ 電子マニフェスト促進研修会（概要説明研修）

開催日 8月3日(月)
開催場所 ホテルクレメント宇和島
受講者数 10名
研修内容

- ①電子マニフェストの概要
- ②DVD電子マニフェストの説明
- ③電子マニフェスト導入実務研修
(愛媛県普及状況口答説明)
- ④電子マニフェストの操作照会(デモ)
- ⑤質疑

(講師 鶴島 亨 氏)



○ 電子マニフェスト促進研修会（操作研修）

午前の部・午後の部

開催日 8月18日(火)及び26日(水)
開催場所 愛媛県生涯学習センター
受講者数 20名
研修内容

- ①電子マニフェスト操作研修
- ②質疑

(講師 古谷 茂生 氏)



○ 行政への許可手続き研修

午前の部・午後の部

開催日 9月1日(火)
開催場所 リジェール松山
受講者数 7名
研修内容

- ①行政への許可手続き
- ②質疑

(講師 仲村 正美 氏)



○ 電子マニフェスト促進研修会（概要説明
研修）

開催日 9月8日(火)

開催場所 リーガロイヤルホテル新居浜

受講者数 31名

研修内容

- ⑥電子マニフェストの概要
- ⑦DVD電子マニフェストの説明
- ⑧電子マニフェスト導入実務研修
(愛媛県普及状況口答説明)
- ⑨電子マニフェストの操作照会(デモ)
- ⑩質疑

(講師 佐藤 明子 氏)



○ 安全衛生管理研修

開催日 9月17日(木)

開催場所 リジェール松山

受講者数 15名

研修内容

- ①安全について考える
- ②産業廃棄物処理業における
リスクアセスメントの必要性と手法説明
- ③リスクアセスメントの体験
- ④質疑

(講師 杖原 安昭 氏)



平成27年度 産業廃棄物処理業の許可申請に関する 講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

○ 産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）

開催日 平成27年10月20日(火)

受講者数 147名



○ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日 平成27年10月21日(水)

受講者数 112名



平成27年度 顧問・行政懇談会の開催

平成27年10月8日(木)、東京第一ホテル松山「若草(3階)」において、平成27年度顧問・行政懇談会を開催いたしました。

出席者は、本田会長以下当協会理事監事、顧問の森高県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部大久保環境局長外、松山市環境部廃棄物対策課菅野不法投棄対策監視官外30名でした。

I 開会

II 開会あいさつ

本田会長から「東日本大震災の教訓を踏まえて、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの巨大災害に対処するための災害対策基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が可決成立されています。また、平成22年に廃棄物処理法が改正されてから、5年が経過しますことから、近く、5年ごとの法改正について議論が開始されようとしています。顧問の先生方には、高所からのアドバイスを、愛媛県、松山市の行政の皆様には、我々産業廃棄物処理業者が法を遵守し、事業を継続して実施できるよう有益な情報提供やご指導をよろしくお願いいたします。」と開会のあいさつが行われました。

引き続き顧問を代表して森高県議会議員から「昨日から残念なニュースが流れており、協会の会員企業ではないとのことだが、一般県民から見れば会員企業であるが無かろうが「あの業界か」と見られるわけで、本当に残念な事件だなと思っています。この業界は社会にとって絶対必要な業界であると思って

我々は顧問を引き受けているのであって社会的使命が大きいのだと自覚して協会に所属する皆さん方におかれても、また、行政当局におかれても自覚を、さらにこの事件をうけて、お互いに襟を正していかなばならないと思っています。いろいろと業界の取り巻く課題はいつもながら多いわけでありまして、本日は部屋が狭い分、良い意見交換ができることを期待したいと思っています」とのあいさつをいただきました。

引き続き行政を代表して大久保県民環境部環境局長から「産業廃棄物の適正処理はもとより、減量化・再資源化の技術の開発やノウハウの構築など、行政と産業廃棄物業界の皆様方が果たすべき責任・役割がますます大きくなるものと思われまます。こうした中、県といたしましても、循環型社会の構築を図るため、引き続き産業廃棄物処理業者の方々を対象とした研修会の実施や、再資源化技術の調査研修に対する支援など、様々な施策を進めています。今後とも県の取組にご理解とご協力をいただき愛顔あふれる愛媛県の実現にお力添えいただきますようお願いいたします。」とのあいさつを頂戴しました。

III 出席者紹介(自己紹介)

IV 行政提供情報

1. 愛媛県産業廃棄物実態等調査の実施について(愛媛県)

循環型社会推進課大西主幹から、今年度愛媛県が実施する「愛媛県産業廃棄物実態等調

査」について説明がありました。県では、平成28年度以降の県の廃棄物に関する施策の在り方等を定める計画である「第四次えひめ循環型社会推進計画」を策定する予定であり、計画策定時の基礎資料とするため、平成26年度に愛媛県内で発生した廃棄物の処理状況を把握することとし、今年度、調査を業者に委託して、県内の事業所を対象とした廃棄物の実態調査を行うとともに、県内の産業廃棄物処分業者を対象とした意識調査の実施することとしています。調査票の内容については現在検討中ですが11月から1月にかけて調査票を発送し、回答をお願いする予定ですのでご協力をお願いします。

県から実態調査の趣旨を説明していただいたことを受け、協会から県へ、次期計画についての意見聴取や基礎データの提示等を要望いたしました。

V 協会提供情報

1. 廃棄物処理法見直しに当たっての業界内での検討状況について

矢野専務理事から、全国業廃棄物連合会内の委員会や部会での意見と全国47都道府県協会からの意見を取りまとめている状況等を説明しました。また、改正意見の内、①法人の役員変更の際の変更届出期間の延長②欠格要件の緩和③積替え保管の適用の3つの改正意見について、現状の問題点及び見直しの必要性について意見を述べました。

VI 協 議

- 議題 1 災害対策基本法と合わせて改正された廃棄物処理法の運用について
- 2 県外産廃の指導要綱の見直し

について

- 3 愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金（処理業者）等について

1 災害対策基本法と合わせて改正された廃棄物処理法の運用について

（提言理由）

9月27日まで開会されていた第189回通常国会において、災害対策基本法と合わせて廃棄物処理法の一部改正が成立し、これに合わせて、廃棄物処理法施行令、施行規則の一部改正が本年7月17日付けで公布されています。新たに改正されたばかりで、検討されていない部分もあるかとは思いますが以下の点についてご教示願います。

- (1) 国から施行通知が発せられていると思いますが、廃棄物処理法等の一部改正の目的、趣旨等の概要をご教示願います。
- (2) 改正法第4条の2では、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされています。

協会は愛媛県との災害時の協力協定を結ばせて頂いており、災害時の支援体制等検討を進めておりますので、今年度、県が策定を進められております災害廃棄物処理計画の中で、協会及び会員企業が協力しやすい役割等をお願いします。
- (3) 災害時には、産業廃棄物、一般廃棄物が混在している状況が考えられますので、廃棄物処理法の適用についてご教示願います。

- ① 業者が半壊家屋を解体撤去する場

合、解体したものは産業廃棄物、既に破壊されているものは一般廃棄物として扱うのか

② 工場等が破壊された場合、破壊されたがれきは一般廃棄物となるのか

(愛媛県)

資料を基に改正法の目的、趣旨、概要等説明していただきました。(2)については、計画策定中なので具体的なことは言えないが協会との連携は柔軟にと考えています。(3)については、市町村が国から補助をもらって処理することから基本的には一般廃棄物になりますが、ただ大企業については補助対象外になっておりますから大企業が被災した施設については通常通りの産廃処理になるのかと思われ

ます。

(松山市)
例の①については、原則通り解体したものは産廃になるとしかお答えできません。

例の②については災害廃棄物(一般廃棄物)で取り扱うことが基本になると思われます。

2 県外産廃の指導要綱の見直しについて

(提言理由)

県外産業廃棄物の処理については「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」により原則禁止となっており、例外として事業者があらかじめ事前協議の手続きを行い、了解が得られた場合のみ持ち込み処理が可能となっております。県内の最終処分場を有効に活用するための規制として理解していますが、廃プラ等の燃料化や廃水の中和処理に活用できる廃酸、廃アルカリなど埋立処分を伴わない産業廃棄物でも事前協議の対象となっております。中国四国各県でも同様な指導が行われているものの、他県業者の中には県内産業廃棄物を低処

理料金で入札し、容易に産廃を持ち出しているが、県内業者は、この事前協議のため、他県での入札案内を受けても事前協議の時間等から参加が困難になっています。これまで、何度か行政懇談会の中で要望させていただき、事前協議期間の短縮の運用改善は図っていただいておりますが、例えばリサイクル目的で埋立処分を伴わない場合は事後の報告にするなど、なお、一層の規制緩和をお願いします。

(愛媛県)

指導要綱の県外産廃における事前協議制については、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐことに加えて、県内最終処分場の残余量を確保すること等を目的にしております、これまでも協会の要望に対して、例えば平成24年の廃油サーマルリサイクルの承認等、真摯に対応してきたと思っております。今回の要望につきましても、本制度の運用状況等を踏まえて対応を検討していきたいと考えます。

3 愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金(処理業者)等について

(提言理由)

平成22年度から、産業廃棄物処理業者のリサイクル事業等3R活動への取り組みを促進するため、協会を通じた会員向けの補助金制度を作っていただいております。

この補助を受けた会員企業の中には、この補助を活用した調査研究成果を基に、本年度施設整備の補助事業を進めている中小企業も現れているほか、自動散布機による施肥効果の調査補助を受けた企業では、高齢化した農家が増えているなかで、土壌診断と合わせて、堆肥自動散布機の活用が産業廃棄物を原料とした堆肥の利用拡大に大きな効果をもたら

ていることや、補助を継続していただいていることで、意欲を示す中小の会員企業が増えていますことなど大変感謝いたしております。

また、産業廃棄物処理業者を対象とした、エコアクション認証登録や低公害車両購入費補助など優良産業廃棄物処理業者の育成又は支援のための補助金については、協会からの意見も取り入れていただいておりますが、平成28年度予算において以下の点についてご検討をよろしく願います。

- (1) 愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金（処理業者）については、来年度に向けて補助を検討している中小の会員企業がありますことから、前年度並みの予算額の確保等について、ご検討をお願いします。
- (2) 優良産業廃棄物処理業者育成又は支援補助金につきましては、補助実績が少ない状況が続いており申し訳なく思っております。

このため当協会内でも応募企業が増えるよう努力いたしますので、補助金の確保等についてご検討をよろしく願います。



(愛媛県)

愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金（処理業者）については、県としても、循環型社会構築のためには、廃棄物等の循環資源を活用した再資源化システム等の事業者促進が大変重要であると考えており、引き続き必要な額を確保していきたいと考えています。

また、(2)の優良産業廃棄物処理業者育成のための補助金については、残念ながら現時点で補助申請が無いという状況にあります。

県としましても、優良な産業廃棄物処理業者を育成することは重要なことと認識しており、県のホームページでの掲載や研修会などでのチラシの配布など積極的に周知していますが、協会におかれましても、今後より一層、会員企業への周知についてお願いいたします。

顧問の森高、西原、西田県議から、懇談会についてそれぞれご意見をいただきました。

Ⅶ 閉 会

